

県外の
医療機関などで

妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査を 受けた時の手続きについて



『妊婦健康診査受診票（助成券）』『産婦健康診査受診票（助成券）』『新生児聴覚検査受診票（助成券）』は、県外の医療機関では使用できません。

そのため、里帰りなどで県外の医療機関で受診した場合は、『妊婦健診』『産婦健診』『新生児聴覚検査』の費用を全額自己負担で、健診や検査を受けるようになります。

後日、申請手続きを行うことで、健診費用、検査費用の全額または一部を助成いたします。

下記を確認し、申請期限内に手続きをしましょう。

	妊婦健診	産婦健診	新生児聴覚検査
申請期限	出産日から6か月以内	最終産婦健診から6か月以内	検査を受けた日から6か月以内
手続きに必要なもの	①妊婦一般健康診査助成申請書 ②未使用の『妊婦健康診査受診票（助成券）』 ※上記、受診票（助成券）の「診査医記入欄」に 医師の記入が必要です	①産婦健康診査助成申請書 ②未使用の『産婦健康診査受診票（助成券）』 ※上記、受診票（助成券）の「実施機関記入欄」 に医師の記入が必要です	①新生児聴覚検査費用助成申請書 ②未使用の『新生児聴覚検査受診票（助成券）』 ※上記、受診票（助成券）の「実施医療機関記入 欄」に医師の記入が必要です
<共通>			※③、④、⑤は、コピーを 取させていただきます。
③母子健康手帳（妊娠中の経過、出産時の状況、出産後の母体の経過、聴覚検査結果） ④通帳（振込先金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの） ⑤領収書（氏名、健診・検査費用、健診日・検査日、医療機関名が記載されたもの）、ある場合は診療明細書 ⑥印鑑（朱肉で押すもの）			
助成額 上限	初回 25,790円 2~10回目 6,500円 11~14回目 8,500円	産後2週間頃、産後1か月頃 ともに 5,000円	初回検査、確認検査 ともに 8,000円 ※確認検査については、初回検査において リファー（要再検）となった方が対象です。
助成対象 検査	それぞれの受診票（助成券）に記載されている検査のみ		
申請場所	矢本保健相談センター（健康推進課）		
その他	各助成申請書は、矢本保健相談センターにあります。母子手帳交付時に渡された方で、ご記入に不明な点がある場合は、未記入でご持参ください。		

問い合わせ先：健康推進課（矢本保健相談センター）
電話 0225 - 82 - 1111（内線 3123）